

山梨県生活保護受給者等就労準備支援事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

山梨県生活保護受給者等就労準備支援事業業務

2 業務の目的

本業務は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号、以下「法」という。）に基づき、法第3条第4項に規定された生活困窮者就労準備支援事業を実施することにより、就労に必要な実践的な知識・技能等の不足や、就労意欲の低下、日常生活面での課題を有するなど複合的な理由により就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び生活保護受給者に対して、個別の課題やニーズに応じ、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的に実施し、生活困窮者と生活保護受給者の自立を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※支援実施期間は、令和7年10月1日から委託期間満了日までとする。

4 支援対象者

峡南保健福祉事務所管内の5町（市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町）及び昭和町、富士・東部保健福祉事務所管内の2町6村（道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）、富士吉田市、都留市、韮崎市、甲斐市、笛吹市又は甲州市（以下、「市」という。）の居住者のうち、(1)、(2)のいずれかに該当する者で、県又は市が対象者と決定した者とする。決定については、県又は市が受託者に書面にて随時通知する。

(1) 生活困窮者

① 次のいずれにも該当する者とする。

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護法による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

② ①に該当する者に準ずる者として県又は市が当該事業による支援が必要と認める者であること。

(2) 被保護者

次のいずれかに該当する者とする。

① 当該被保護者の状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者

② 県又は市の保護の実施機関が本事業による支援が必要と認める者

5 業務の内容

下記の（１）で作成する就労準備支援プログラムに基づき、（２）から（４）の支援を対象者の状況に応じて行う。あわせて、（５）から（９）の内容を実施する。

なお、生活困窮者への支援に当たっては、自立支援計画を作成した自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜自立相談支援機関と情報共有し、連携して支援を行うこと。特定被保護者への支援に当たっては県及び市の保護の実施機関の支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜県及び市の保護の実施機関と情報共有し、連携して支援を行うこと。

（１）就労準備支援プログラムの作成・評価等

支援対象者が抱える課題や支援の目標・具体的内容等を記載した就労準備支援プログラムを作成し、支援の実施状況を踏まえて適宜見直しを行う。

（２）日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促す支援。

例：規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言等

（３）社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促す支援。

例：相談員や他の利用者とのコミュニケーションや共同作業、地域の事業所での職場見学、地域の清掃等のボランティア活動、イベント等の準備手伝い等の地域活動への参加等

（４）経済的自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促す支援。

例：地域の協力事業所等における就労体験の機会の提供、ビジネスマナー講習の実施、本人の生活全体について考えられるようなキャリア・カウンセリング等の実施、キャリア・コンサルティングを通じた本人の適性確認、本人の状況に合わせた就労のあり方の検討、開拓した企業とのマッチング、模擬面接の実施、履歴書の作成支援

（５）交通費の支給

以下のいずれの条件も満たす場合に、就労体験を利用する支援対象者に対し、公共交通機関を利用して就労体験先へ行くための交通費の実費を支給する。ただし、就労体験先1箇所あたり10営業日までかつ1人あたり年間3箇所までとする。

- ・ 受託者による移動手段の提供（車両の借り上げ等）が困難であること
- ・ 公共交通機関の利用を要さない近距離の就労体験先を支援調整会議で検討したうえで、公共交通機関を利用する就労体験先を利用することが一般就労につながる可能性が高いと支援調整会議に諮られていること
- ・ 就労準備プログラムの作成・見直しを経て、就労準備プログラムとして就労体験の利用が必要と支援調整会議で判断された決定を踏まえ、自立支援計画（プラン）に利用する就労体験先、就労体験の目的、交通費の負担軽減が必要な理由等が明記されていること

（６）生活困窮者向けの合同相談会の開催

月に1回程度、県及び市の自立相談支援機関等と連携し、生活困窮者向けの合同相談会

を実施する。

(7) 周知・広報

県及び市の生活困窮者及び関係機関等に対し、本事業の周知・広報を行う。

なお、生活困窮者に対しては、自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、訪問支援などアウトリーチも含めた対応に努めること。また、市の自立相談支援機関等の関係機関に対しても、積極的に本事業の事業説明の機会を設けるなど、周知・広報に努めること。

(8) 市との情報交換会の開催

市の担当者に対して、事業の実施内容や支援のノウハウを共有する場を設け、本事業終了後における事業の継続を支援する。

(9) その他、本事業の目的を達成するために必要と認められる事項

6 人員体制

本業務実施にあたり、常勤1名を含む4名以上の就労準備支援を行う担当者（就労準備支援担当者）を配置する。

就労準備支援担当者は、キャリア・コンサルタント、産業カウンセラー等の有資格者、就労支援業務に従事している者（従事していた者も含む）、若しくは厚生労働省が実施する養成研修を受講している者を配置させる。

7 業務実施計画及び実施報告

(1) 実施計画書の提出

受託者は業務開始にあたり実施計画書を作成し、本業務委託契約締結後10日以内に県に提出し、承認を受けなければならない。また、実施計画を変更する場合には予め県の承認を得るものとし、契約期間中に就労準備支援担当者等の業務従事者の変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

(2) 実績報告書の提出

受託者は別途県が定める方法により、毎月、委託業務の実施状況を県に報告すること。業務完了後は、支援実施期間における支援状況及び支援結果の概要を県及び市ごとに取りまとめ、速やかに業務完了報告書と委託業務における収支決算書を県に提出すること。なお、本業務により得られたデータ及び報告書は県及び市に帰属するものとし、県及び市の許可なく他に利用あるいは公表してはならない。

8 対象経費

委託業務に従事する者の人件費（賃金、通勤手当、社会保険料等）、その他事業運営に係る経費（就労準備支援担当者旅費、就労体験先への謝金、使用料及び賃借料、就労体験等の際の保険料、5（5）により支給する就労体験先への交通費、就労準備支援に要する消耗品費等）とする。

なお、利用者及び就労準備支援担当者等に係る食糧費、利用者個人に対する工賃及び交通費（5（5）により支給するものを除く）等は対象外とする。

9 精算方法

委託料のうち、5（5）により支給する就労体験先への交通費については、実費精算とする。

10 関係書類の整備

委託業務に係る会計は、他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

11 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、支援対象者については、支援内容の必要性から国や自治体等の関係機関へ個人情報を提供する場合があることを十分説明し、書面により同意を得ること。

12 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

13 支援対象者の引継

委託期間中及び委託期間終了時において、受託者が変更になる場合、現受託者は、後任受託者に継続支援が必要な対象者及び業務の遂行に関する留意事項等を適切に引き継ぐこと。

14 留意事項

(1) 問合せ・苦情対応

本業務への問合せについては、原則として受託者が対応することとする。支援対象者と業務従事者間のトラブルへの対応は、原則として受託者の責任において迅速かつ誠実な対応を行うとともに、県に報告する。

(2) 各種通知・照会等への対応・協力

業務の実施に当たっては、契約締結時に作成する仕様書とともに厚生労働省が発出している「就労準備支援事業の手引き」「生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」等の資料や通知の内容を踏まえて実施すること。

また、国や県・市より本事業の適正執行に関する検査、調査、資料作成要請や報告依頼があった際には、対応を行うこと。

(3) 就労体験等を行う際の留意点

就労体験等を支援対象者に行わせる場合には、労働基準法（昭和34年法律第49号）等の規定を遵守し、安全衛生面での配慮を行うこと。また、就労体験等を行う際には、労災保険に代わる保険制度への加入その他の災害補償のための措置を受託者の負担にて講ずるものとする。

(4) 事業所等の整備の際の留意点

事業所等を整備する場合、必要となる備品等並びに車両等については、受託者において

確保すること。

1 5 その他

本仕様書に関し疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、県と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。